



粕屋署だより (号外)

~Part5 STOP万引き!!~

令和3年6月15日
粕屋警察署生活安全課
092-939-0110

粕屋署管内で万引きが多発！！
令和3年1月～4月まで万引きの発生が

なんと 95件【前年比 +35件、暫定値】

20～39歳の犯行が18件【前年比+13件、暫定値】と激増しています。



もう一度考えて下さい。

- ・ その行為は誇れることですか？
 - ・ 軽い気持ちで一生を台無しにする気ですか？
 - ・ 家族に迷惑をかけてまで万引きをする必要がありますか？
 - ・ あなたの行為を誰かが見えています。
- 

万引きは犯罪です。

10年以下の懲役又は50万円以下の罰金になります。